

# 青森県報

第四千百二十三号

平成二十八年  
三月十六日  
(水曜日)

## 規 則

青森県消防学校教育訓練規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第二号

青森県消防学校教育訓練規則の一部を改正する規則

青森県消防学校教育訓練規則(昭和三十五年五月青森県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第四条及び第十条第一項中「授業時間」を「単位時間数」に改める。

別表第一号の表基礎教育の項中

情操	四	法学基礎
法制通論	十五	消防組織
消防法	十二	
消防制度	八	

に、

八十七	十五
-----	----

を  
に改め、同表実務教育の

項中 

二十四	十	十二
-----	---	----

を  
に、「二十二」を「二十三」に、「二百二十三」を

「二百三十一」に改め、同表実科訓練の項中 

八十	四十	五十	八十
----	----	----	----

を  
に、「三百

### 目 次

青森県消防学校教育訓練規則の一部を改正する規則……………	(防災消防課) ……	一
告示		
軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名及び主たる事務所又は事業所の所在地の変更……………	(税 務 課) ……	二
救急病院の設置……………	(医療業務課) ……	二
児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定……………	(こどもみらい課) ……	三
児童福祉法による指定小児慢性特定疾病医療機関の所在地の変更の届出……………	( 同 ) ……	三
青森県土地利用基本計画の変更……………	(監 理 課) ……	三
証紙売りさばき人の業務の廃止の届出……………	(会計管理課) ……	四
漁船保険付保義務の発生……………	(下北地域 民 局) ……	四
公告		
第二種大規模小売店舗立地法特例区域の変更案の公告……………	(商工政策課) ……	四
青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表……………	(水産振興課) ……	五
建設業者の許可の取消し……………	(東青地域 民 局) ……	八
出先機関		
土地改良区の役員の退任……………	(中南地域 民 局) ……	八

五十五」を「三百七十二」に改め、同表その他の項中

五十 五十  
を  
五十 四十  
に、

「百三十五」を「百二十五」に改め、別表第二号の表警防科の項中

講話  
警防行政の現状

と課題  
三 一  
を  
講話  
に、「十二」を「十五」

に改め、同表予防査察科の項中

二 一  
を  
一 一  
に、  
査察実習

七  
を  
査察・違反処理実習  
八  
に改め、同表救助科の項中

七 二十一  
を  
五 二十三  
に、「体育」を「健康管理」に改め、別表第三号の表初

級幹部科の項中

十 二 四  
を  
八 二 一  
に、  
三 十五 十五 六  
を  
一 十五 十八 十  
に改め、

同表中級幹部科の項中

一 二  
を  
一 一  
に、  
三 十五 八 四  
を  
一 十五 十 五

に改め、同表上級幹部科の項中

八 三 三  
を  
八 三 四  
に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

告 示

青森県告示第百八十八号

次の軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名及び主たる事務所又は事業所の所在地について次のとおり変更があったので、青森県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）第十二条の五前段の規定により告示する。

平成二十八年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名 称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	変更年月日
変更前	株式会社協栄石油	白濱 亮一	むつ市新町一〇の三三三	平成 二六・一・三
変更後	株式会社ヨネザワ	白濱 憲一	下北郡大間町大字大間字 大間八七	
変更前		米沢 菊市	下北郡大間町大字大間字 下道二二の二	二四・四・一
変更後				

青森県告示第百八十九号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第一条第一項の規定により告示する。

平成二十八年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	村上新町病院	所 在 地	青森市新町二丁目一の二三	認定の有効期限	平成三十一年三月十一日
-----	--------	-------	--------------	---------	-------------

青森県告示第百九十号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第二項の規定により、小児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九条の十九第一号の規定により公示する。

平成二十八年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 日 期
さいとう耳鼻咽喉科クリニック	三沢市堀口二丁目一の二	平成 六・三・三
レモン薬局	むつ市中央一丁目三の三五	六・三・五
しらがね訪問看護ステーション	八戸市大字白銀町字堀ノ内六の五	六・三・六

青森県告示第百九十一号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十九条の十四の規定により、次のとおり指定小児慢性特定疾病医療機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第十九条の十九第二号の規定により公示する。

平成二十八年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

区 分	名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
-----	-----	-------	-----------

変更前	変更後	変更前	変更後
しんまち薬局	訪問看護ステーションえがお	むつ市新町一〇の二二八 ピーコーボ五号室	十和田市穂並町六の二七
		むつ市新町一〇の二二	十和田市西十二番町二の二七
		平成六・三・一	”

青森県告示第百九十二号

青森県土地利用基本計画を変更したので、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十八年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 変更に係る事項

青森県土地利用基本計画図の農業地域、森林地域及び自然公園地域の区域を次のように改める。

1 農業地域

区域を拡大した町

三戸町

2 森林地域

区域を縮小した市町村

青森市、平内町、外ヶ浜町及び蓬田村

3 自然公園地域

区域を縮小した町

平内町

二 変更の内容

次の図のとおり  
（「次の図」は、省略する。）

青森県告示第九十三号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成二十八年三月二日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。

平成二十八年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

売りさばき人の住所及び氏名

北津軽郡鶴田町大字鶴田字前田三八の九

坂本 榮七

青森県告示第九十四号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めため、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

平成二十八年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
上北郡六ヶ所村大字平沼字追館三二の六 橋本 喜代二	六ヶ所
上北郡六ヶ所村大字平沼字道ノ上三七の七 橋本 喜代志	
上北郡六ヶ所村大字平沼字追館二の一 中嶋 武満	

公 告

第二種大規模小売店舗立地法特例区域の変更案の公告

中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第六十五条第一項の規定により定められた第二種大規模小売店舗立地法特例区域を変更したいので、同条第四項において準用する同法第三十八条第一項において準用する同法第三十七条第七項の規定により、次のとおり当該第二種大規模小売店舗立地法特例区域の変更案を公告し、縦覧に供する。

平成二十八年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 第二種大規模小売店舗立地法特例区域の変更案

変 更 前	変 更 後
1 八戸市八日町四三の一、四四の一、四五、四六、四七、四八、八戸市朔日町一、二、三	1 八戸市八日町四三の一、四四の一、四五、四六、四七、四八、八戸市朔日町一、二、三
2 八戸市三日町二〇の一、八戸市六日町一六の二、一七	2 八戸市六日町一六の二、一七
3 八戸市三日町二二の一、八戸市六日町一四、一五、一六の一	3 八戸市六日町一四、一五、一六の一

二 第二種大規模小売店舗立地法特例区域の変更案及び添付書類の縦覧

- 1 場所 青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁
- 2 期間 平成二十八年三月十六日から同年三月三十日まで
- 3 時間 午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあっては、その執務時間内とする。  
三 意見書の提出

この公告に係る第一種大規模小売店舗立地法特例区域の変更案について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十八年三月三十日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第七十七号)第四条第七項の規定により、青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画(平成二十八年一月十三日公表)の全部を次のとおり変更したので、同条第十項において準用する同条第五項の規定により公表する。

平成二十八年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

#### 第1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

1 本県の水産業は、平成25年において、生産量が17万トンで全国第6位、生産額が461億円で全国第9位と全国でも上位の漁獲実績を誇っており、漁業就業者数は平成25年現在において9千8百人となっている。また、遠洋漁業及び沖合漁業の基地として発展してきた八戸市を中心として水産加工業の生産も盛んであり、特に沿岸域において水産業は中核的な産業となっている。

このように、水産業は本県にとって極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県は、太平洋、津軽海峡及び日本海海域に三方を囲まれるとともに、大型内湾である陸奥湾を有していることから、我が国有数の漁場が形成されている。

一方で、本県海域の海洋生物資源については、一部で低水準、減少傾向にある。今後ともこのような状況が継続すれば県民、国民のニーズへの確実な対応のみならず、地域経済の発展への重大な支障となるおそれがある。

3 このようなことから、県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、県の魚ひらめの資源が着実に増加しているなど、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存及び管理が図られるようになってきているが、より一層の適切な海洋生物資源の保存及び管理により水産物の生産を更に安定的で持続的なものとするため、国の基本計画により決定された漁獲可能量及び漁獲努力可能量の本県の数量について、適切な管理措置を講じることとする。

4 漁獲可能量制度及び漁獲努力可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、他道県入漁船を含め第1種特定海洋生物資源及び第2種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。

5 また、漁獲可能量及び漁獲努力可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてより詳細な科学的データ又は知見が必要であるため、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、地方独立行政法人青森県産業技術センター水産総合研究所を中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。

6 第1種特定海洋生物資源及び第2種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

7 本県における漁獲可能量制度及び漁獲努力可能量制度については、関係漁業者の意見を十分に尊重し、また、他道県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

第2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

1 第1種特定海洋生物資源の平成27年の知事管理量は、次表のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
すけとうだら	平成27年4月～平成28年3月	若干
まあじ	平成27年1月～12月	若干
まいわし	平成27年1月～12月	若干
まさば及びごまさば	平成27年7月～平成28年6月	若干
するめいかい	平成27年4月～平成28年3月	若干

(注) 数量を明示していない場合及び「若干」の場合の取り扱い等は以下のとおりとする。

- (1) 数量を明示していない場合は、過去(平成23年～25年(するめいかいについては平成21年～23年)。以下同じ。)の漁獲実績がおおむね100トン未満と、資源に対する漁獲圧が無視できるほど小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がない。(注) 漁獲禁止とする場合には「0」と数量を明示する。
- (2) 「若干」としている場合は、過去の漁獲実績がおおむね100トン以上あるものの、資源に対する漁獲圧が小さいと認められる場合であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。

2 第1種特定海洋生物資源の平成28年の知事管理量は、次表のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
すけとうだら	平成28年4月～平成29年3月	若干
まあじ	平成28年1月～12月	若干
まいわし	平成28年1月～12月	若干
まさば及びごまさば	平成28年7月～平成29年6月	(注1)
するめいかい	平成28年4月～平成29年3月	若干

(注1) まさば及びごまさばについては、管理の対象となる期間が開始する前に設定する。

(注2) すけとうだら、まあじ、まいわし及びするめいかいについて、数量を明示していない場合及び「若干」の場合の取り扱い等は以下のとおりとする。

- (1) 数量を明示していない場合は、過去(平成23年～25年(するめいかいについて

(は平成24年～平成26年)。以下同じ。)の漁獲実績がおおむね100トン未満と、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がない。(注) 漁獲禁止とする場合には「0」と数量を明示する。

(2) 「若干」としている場合は、過去の漁獲実績がおおむね100トン以上あるものの、資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる場合であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。

第3 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【すけとうだら】

小型機船底びき網漁業及びさし網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう許可隻数については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めるとする。

【まあじ】

定置網漁業(底建網を含む。)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許艘数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めるとする。

【まいわし】

定置網漁業(底建網を含む。)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許艘数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めるとする。

【まさば及びごまさば】

定置網漁業(底建網を含む。)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許艘数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めるとする。

【するめいかい】

定置網漁業(底建網を含む。)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許艘数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

また、総トン数5トン未満の動力漁船による小型いかつり漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

なお、上記の漁業については規則に基づき漁獲実績の報告を求めるとする。

第4 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について、本県に定められた量に関する事項

平成28年の第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち本県に定められた量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量(隻日)
さめがれい	小型機船底びき網漁業(うち手繰網漁業(第1種漁業))	青森県下北郡東通村尻屋崎灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以东の青森県地先水面	平成28年5月1日から平成28年6月30日まで	388

(注) 小型機船底びき網漁業(うち手繰第1種漁業)とは漁業法(昭和24年法律第267号)第66条第1項に規定する小型機船底びき網漁業のうち、小型機船底びき網漁業取締規則(昭和27年農林省令第6号)第1条第1項第1号に規定する種類のことをいう。

第5 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について、採捕の種類別に定める量に関する事項

平成28年の第2種特定海洋生物資源ごとの第2種特定海洋生物資源知事管理努力量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりとする。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量(隻日)
さめがれい	機船手繰網漁業(かけまわし漁業)	青森県下北郡東通村尻屋崎灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以东の青森県地先水面	平成28年5月1日から平成28年6月30日まで	388

(注) 機船手繰網漁業(かけまわし漁業)とは青森県海面漁業調整規則第6条に規定する種類のものをいう。

第6 第2種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

【さめがれい】  
太平洋北部のさめがれいの資源回復を図るために、「青森県資源管理指針」に基づく資源管理措置の着実な実施を推進する。  
また、規則に基づき漁獲努力量の報告を求めることとする。

第7 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- 1 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。
- 2 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取り組みを進めるとともに、生息環境の保全に努めるものとする。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社光栄社
- 二 代表者の氏名 降旗 正泰
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字新城字山田六七三の二一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二六）第一二二四六号
- 五 取消年月日 平成二十八年二月二十六日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十八年二月二十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員 の 退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、鬼沢榎木土地改良区から、次のとおり役員 の 退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十八年三月十六日

中南地域県民局長 藤 岡 正 昭

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
-------------------	--------	--------	--------

理 事	角 田 重 雄	弘前市大字榎木字牧野二七の三	平成二七・一〇・二六
-----	---------	----------------	------------

（発行所・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号 青森県

（印刷所・販売人）  
青森市第一問屋町二丁目一番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭